２　インドネシア人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、インドネシア共和国において実施されるインドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

３　（略）

４　受入れ機関からの報告の受理

(1)　定期報告

イ　インドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。ただし、三回目以降の滞在の期間の更新を行ったインドネシア人看護師候補者及び四回目の滞在の期間の更新を行ったインドネシア人介護福祉士に係る研修の実施状況については、当該更新を行った年の十月一日現在で、事業団に報告するものとする。

ロ　（略）

(2)　（略）

(3)　滞在期間更新時報告

イ　受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師候補者が、三回目及び四回目の滞在の期間の更新の許可を受けた場合には、その旨及び第二の一の４の(1)の看護研修改善計画を速やかに事業団に報告するものとする。

ロ　受入れ機関は、受け入れているインドネシア人介護福祉士候補者が、四回目の滞在の期間の更新の許可を受けた場合には、その旨及び第二の二の４の(1)の介護研修改善計画を速やかに事業団に報告するものとする。

(4)　事業団は、(1)から(3)までに掲げるほか、協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(5)　事業団は、(1)から(4)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

５～９　（略）

三　（略）

第五　（略）

第六　厚生労働省による確認

一　インドネシア人看護師候補者の要件の確認

三回目及び四回目の滞在の期間の更新のためにインドネシア人看護師等に関する指針により在留期間の更新の許可を受けようとするインドネシア人看護師候補者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が協定に基づき当該インドネシア人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の１の(4)のイ及びロの要件、同３の(10)の要件並びに同４の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

２　インドネシア人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、インドネシアにおいて実施されるインドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

３　（略）

４　受入れ機関からの報告の受理

(1)　定期報告

イ　インドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。

ロ　（略）

(2)　（略）

（新設）

(3)　事業団は、(1)及び(2)に掲げるほか、協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(4)　事業団は、(1)から(3)までの報告その他整理した情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

５～９　（略）

三　（略）

第五　（略）

（新設）